

介護支援専門員資格手続き よくある質問

質問	回答
<p>引っ越しをしました。どの手続きが必要ですか。</p>	<p>・県内から県内へ引っ越しした場合 「登録事項の変更」手続きを行ってください。 ・県外から県内/県内から県外へ引っ越しした場合 介護支援専門員の資格を移す場合は「登録移転」手続き、 介護支援専門員の資格を移さない場合は「登録事項の変更」 手続きを行ってください。 なお、介護支援専門員の研修受講や更新手続き等は原則資格のある都道府県で行う必要がありますので、住んでいる都道府県で研修を受講したい場合は「登録移転」を行ってください。 ※資格を三重県に移していない場合（介護支援専門員証に三重県知事と書いていない場合）は、三重県に住んでいても三重県の更新手続き案内は届きません。</p>
<p>2つの手続きを同時に行いたいのですが、別々に書類を準備する必要がありますか。 例：再交付手続きと更新手続き（介護支援専門員証をなくしたが更新をしたい） 書換え手続きと転出手続き（結婚して他県に引っ越すので氏名・住所の変更と他県への登録移転手続きをしたい）</p>	<p>2つの手続きを同時に行う場合、一緒に申請することができます。申請書はそれぞれの手続きの申請書の提出が必要です。両方の手続きに共通する添付書類（住民票など）は1通の添付で構いません。両方の手続きに三重県収入証紙が必要な場合、まとめて1手続き分（2000円分）をどちらかの申請書に貼付してください。</p>
<p>主任介護支援専門員研修を受講しました。 主任介護支援専門員研修の修了証明書を添付すれば、介護支援専門員証の更新ができますか。</p>	<p>主任介護支援専門員研修の修了では介護支援専門員証の更新はできません。更新研修（専門Ⅱ、未験者更新研修、主任介護支援専門員更新研修）の修了が必要です。</p>
<p>手続きに必要な三重県収入証紙はどこで購入できますか。 県外からでも購入できますか。</p>	<p>三重県収入証紙は以下の販売所で購入できます。 https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm お近くに販売所が無い場合は、郵送で購入できますので下記ホームページをご確認ください。 https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/44915033387.htm</p>